

第八次千葉県障害者計画（令和6年度～令和8年度）の骨子概要

計画の位置付け

障害者計画（障害者基本法）、障害福祉計画（障害者総合支援法）、障害児福祉計画（児童福祉法）を一体的に1つの計画として策定する。
また、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例で計画に定めることとされた施策を含むこととする。

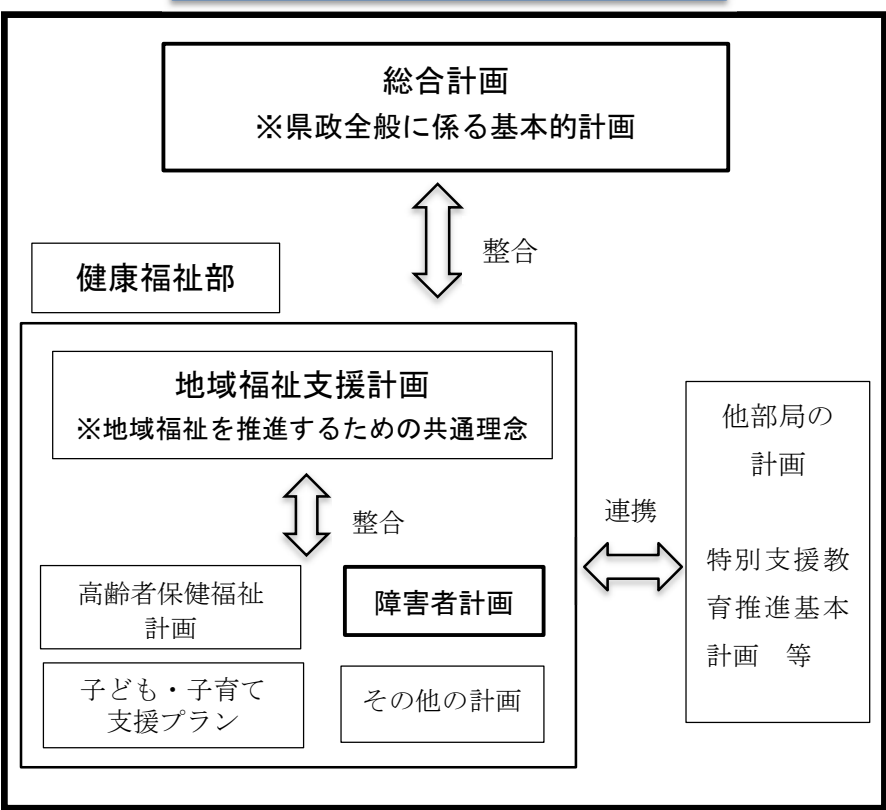
本県の障害のある人の状況

	令和元年	令和4年
身体障害者手帳所持者数	179,242 人	177,883 人
療育手帳所持者数	44,038 人	48,224 人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	51,503 人	63,805 人

○様々な障害の状況
発達障害、高次脳機能障害、重度心身障害、医療的ケア児・者
難病等

○ライフステージごとの状況
障害のある子どもへの特別支援教育
障害のある人の就職者数、就職率、工賃の推移

県その他計画との関係



基本理念と目標

障害者基本法に規定された理念のもとに、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目指します。

主要な施策

1 入所施設等から地域生活への移行の推進【入所部会】

- ・障害のある人の地域生活への移行の推進に当たり、その支援を行う入所施設の機能を強化し、利用者の多様な障害特性やニーズに応じたグループホームの確保とともに、日中活動の場の充実を図る。
- ・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等を中核に、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指す。
- ・袖ヶ浦福祉センターに代わる重度の強度行動障害者の支援体制として、民間事業者の協力の下、市町村や関係機関と連携した支援システムの充実を図る。

2 精神障害のある人の地域生活の推進【精神部会】

- ・精神障害があっても安心して地域生活を送れるよう、精神症状の急激な悪化等に対応した精神科救急医療システムの充実を図るとともに、地域において多職種連携による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進【権利部会】

- ・障害者条例に基づき、広域専門指導員等による地域に根ざした周知・啓発活動を行うとともに個別の差別事案の調整を図り、障害のある人への理解を広げるとともに、合理的配慮が行われるよう推進する。
- ・障害のある人への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、虐待防止アドバイザーの派遣による体制整備を推進する。

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実【療育部会】

- ・障害の早期発見・早期療育を支援し、障害のある子どもがライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携のもと、児童発達支援センターや医療的ケア児等支援センターを中核とした地域における療育支援体制の確保・構築を図る。

5 障害のある人の相談支援体制の充実【相談部会】

- ・障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、その人のニーズや課題に対応し、必要な障害福祉サービスや生活支援につなげる相談支援が重要。
- ・多様化・複合化する支援ニーズに対応するため、基幹相談支援センターを中心とした重層的かつ多職種連携による相談支援体制の構築を図る。

6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実【就労部会】

- ・障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上、積極的な企業での実習や求職活動等の支援体制の強化を図るとともに、障害のある人を雇用する企業を支援し、就職、職場定着、離職時フォロー等の支援を推進する。

計画の期間

令和6年度～令和8年度
障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針に定められた期間

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実【入所部会】

- ・発達障害、高次脳機能障害のある人やひきこもりなど、地域の支援機関のみでは対応が困難な人に対する専門的支援拠点を設置し支援の充実を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、市町村や地域の関係機関への支援や人材育成を行う。

8 様々な視点から取り組むべき事項【入所部会】

- ・障害福祉人材の確保・定着、サービスの質の確保、DX推進、障害者スポーツや文化芸術活動の推進や防災対策など、各視点から取り組むべき事項を整理し、課題に対する検討を進める。

次期計画策定の視点

- 前計画策定時以降の新たな課題への対応
 - 医療的ケア児支援法の施行に伴う支援体制の整備
 - 袖ヶ浦福祉センターの廃止に伴う、重度の強度行動障害者への支援体制の構築
 - 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の策定
- 新型コロナウイルスの影響の検証
 - 相談支援を受ける機会の喪失、サービス事業所の経営状況の悪化及び地域福祉・ボランティア活動の低迷等
- 関係団体等からの意見の検討

スケジュール概要

月	項目
9月～12月	本部会（第2回）（9月）
	本部会（第3回）（12月）
	施策推進協議会（第1回）（12月）
1月～3月	パブリックコメント（2月）
	本部会（第4回）（3月）
	施策推進協議会（第2回）（3月）
	計画決定（3月）

※本部会と並行して専門部会も開催